

在院者の救済の申出等に関する訓令を次のように定める。

平成27年5月27日

法務大臣 上 川 陽 子
(公 印 省 略)

在院者の救済の申出等に関する訓令

目次

第1章 総則 (第1条・第2条)

第2章 救済の申出 (第3条—第16条)

第3章 苦情の申出

第1節 監査官に対する苦情の申出 (第17条—第25条)

第2節 少年院の長に対する苦情の申出 (第26条—第32条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この訓令は、少年院法（平成26年法律第58号。以下「法」という。）第15章の規定による救済の申出等に係る処理を適正に行うため必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この訓令において使用する用語は、法及び少年院法施行規則（平成27年法務省令第30号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。

第2章 救済の申出

(救済申出書の作成)

第3条 少年院の長は、在院者が法第120条の規定による申出をすることを希望する場合には、別記様式第1号による書面を提出するよう求めるものとする。

2 少年院の長は、前項の書面が提出されたときは、在院者に対し、速やかに、法第120条の書面（以下「救済申出書」という。）を作成するための別記様式第2号の用紙を交付するとともに、救済申出書の作成の期間、時間帯、場所等を指定するものとする。

3 少年院の長は、在院者が二人以上共同して、又は他の者に代わって救済申出書を作成することを申し出た場合には、これを認めないものとする。

(相談員)

第4条 少年院の長は、在院者が法第120条の規定による申出をするに当たり、相談員に相談することを希望したときは、相談員を指名するものとする。

2 少年院の長は、相談員をその少年院の次長、庶務課長又は庶務課長補佐のうちから指名するものとする。ただし、これらの者を指名することが適当でないときは、教育調査官又は首席専門官若しくは統括専門官のうちから指名することができる。

(救済申出書の代書)

第5条 少年院の長は、救済申出書を自書することができない者から少年院の職員が救済申出書を代書することを希望する旨の申出があった場合には、相談員又は相談員の指名に準じて指名した職員に代書させるものとする。

(救済申出書の作成中止)

第6条 在院者が救済申出書の作成の中止を申し出たときは、別記様式第3号による書面を提出させた上、未使用の救済申出書の用紙を返納させ、又は使用した救済申出書の用紙を廃棄させるものとする。

(救済申出書の提出)

第7条 少年院の長は、在院者が救済申出書の発送を申し出た場合には、職員に立ち会わせて上、その在院者に、封筒に救済申出書を入れさせ、封かんを行わせた後、職員に提出させるものとする。

(救済の申出の取下げ)

第8条 少年院の長は、救済申出書を提出した者が、法第120条の規定による申出を取り下げることが希望する場合には、救済の申出を取り下げるための書面（以下「救済申出取下書」という。）を作成するための別記様式第4号の用紙を交付するものとする。

2 救済申出取下書の提出は、信書の発信の手續に従い、行わせるものとする。ただし、法第102条第1項の規定により在院者が発信を申請する信書の通数について制限する際は、その通数に算入しないものとする。

3 第5条の規定は、救済申出取下書について準用する。

(処理結果通知を受ける場所の届出の方法)

第9条 規則第76条第2項に規定にする法務大臣が定める方法は、出院するときまでに、別記様式第5号による書面を法務大臣に提出することとする。

(処理の終結)

第10条 救済の申出は、次に掲げる場合には、次条の決定をすることなく処理を終結させる。

(1) 救済申出書又は法第121条第1項の書面に規則第76条第1項各号又は第77条第1項各号に掲げる事項が記載されていないとき。

(2) 所定の手續によることなく代書された申出であることが判明したとき。

- (3) 複数の者が共同して作成した申出であることが判明したとき。
 - (4) 救済の申出をした者（以下「救済申出人」という。）が申出を取り下げたとき。
 - (5) 在院者である救済申出人（法第121条第1項各号に掲げる少年院の長の措置又は少年院の職員による行為に係る救済の申出をした者を除く。）が出院したとき。
 - (6) 出院した者が、法第121条第2項及び第3項に規定する期間を経過して申出をしたとき。
 - (7) 出院した者が、法第121条第2項及び第3項に規定する期間内に申出をした場合（出院後に再び少年院に収容された場合において、出院前に自己が受けた処遇について申出をした場合を含む。）において、法第121条第1項各号に掲げる少年院の長の措置又は少年院の職員による行為以外についての申出であるとき。
 - (8) 救済申出人が死亡したとき。
- 2 救済の申出の趣旨が次の各号のいずれかに該当することが明らかとなった場合には、次条の決定をすることなく処理を終結させる。
- (1) 救済申出人が受けた処遇以外についての申出であるとき。
 - (2) 既に救済の申出に対する採択又は不採択の決定がなされた事項についての申出であるとき。
 - (3) 自己の感想、希望又は意見を述べたものであるとき。
 - (4) 申出の趣旨が不明であるとき。

（決定）

第11条 前条の場合以外の場合において、救済の申出が次の各号のいずれかに該当するときは、不採択の決定を行う。

- (1) 救済の申出に理由がないと認められるとき。
- (2) 救済の申出に理由があると認められるが、既に是正措置が講じられているとき。

2 前条及び前項の場合以外の場合は、採択の決定を行う。

（処理結果通知）

第12条 規則第81条第1項ただし書の規定により少年院の長又はその指名する少年院の職員に口頭で処理結果通知を行わせるときは、処理結果通知を行わせる旨を記載した書面を少年院の長に送付するものとする。

2 出院した救済申出人に法第127条の規定による通知をしたときは、規則第81条第2項の書面の写しを当該救済申出人が出院した少年院の長に送付するものとする。

3 法第127条ただし書の規定により救済申出人に処理結果を通知しないときは、処理結果を記載した書面を当該救済申出人が出院した少年院の長に送付するものとする。

4 救済の申出の内容が救済申出人が現に収容され、又は出院した少年院以外の少年院の処遇に係るものであるときは、規則第81条第1項本文の書面若しくは第1項の書面又は規則第81条第2項の書面の写しを当該少年院にも送付するものとする。

(保護者等に対する通知)

第13条 規則第82条第1項の規定による通知は、別記様式第6号による書面を保護者その他相当と認める者に送付して行うものとする。

2 規則第82条第2項の規定による通知は、別記様式第7号による書面を保護者その他相当と認める者に送付して行うものとする。

(少年院の長による是正措置)

第14条 少年院の長は、第11条第2項の規定による採択の決定が行われた旨の通知がなされた場合には、その趣旨を踏まえた措置を執るものとする。

(少年鑑別所法第110条の規定に基づく救済の申出)

第15条 少年院の長は、在院者が少年鑑別所法(平成26年法律第59号)第110条の規定による申出をすることを希望する場合には、別記様式第1号による書面を提出するよう求めるものとする。

2 少年院の長は、前項の書面が提出されたときは、在院者に対し、速やかに、少年鑑別所法第110条の書面(以下「救済申出書(少年鑑別所法第110条用)」という。)を作成するための別記様式第8号の用紙を交付するとともに、救済申出書(少年鑑別所法第110条用)の作成の期間、時間帯、場所等を指定するものとする。

3 第3条第3項及び第5条から第7条までの規定は、救済申出書(少年鑑別所法第110条用)及びその用紙について準用する。

(少年鑑別所法第110条の規定に基づく救済の申出の取下げ)

第16条 少年院の長は、少年鑑別所法第110条の規定に基づく救済の申出をした者が、申出を取り下げを希望する場合には、同条の規定に基づく救済の申出を取り下げるための書面(以下「救済申出取下書(少年鑑別所法第110条用)」という。)を作成するための別記様式第9号の用紙を交付するものとする。

2 第5条及び第8条第2項の規定は、救済申出取下書(少年鑑別所法第110条用)について準用する。

第3章 苦情の申出

第1節 監査官に対する苦情の申出

(事前告知等)

第17条 少年院の長は、法第6条の規定により実地監査が行われるときは、あらかじめ、在院者に対し、監査官に対する苦情の申出をすることができる旨を告知するものとする。

2 少年院の長は、在院者が監査官に対する苦情の申出をすることを希望する

場合には、別記様式第1号による書面を提出するよう求めるものとする。

(口頭による監査官に対する苦情の申出)

第18条 監査官は、在院者から苦情の申出の内容を聴取するときは、合理的に必要と判断される範囲内で、在院者一人当りの聴取時間等を定めることができる。

2 監査官は、国語による会話が困難な在院者が、口頭による監査官に対する苦情の申出を行う場合において、少年院の職員による通訳を希望したときは、これを許すことができる。

3 前項の規定により通訳を行った少年院の職員は、その通訳によって知り得た苦情の申出の内容をその少年院の他の職員に漏らしてはならない。

(書面による監査官に対する苦情の申出)

第19条 少年院の長は、第17条第2項の書面が提出された場合において、在院者が書面により監査官に対する苦情の申出をすることを希望するときは、在院者に対し、速やかに、法第129条第1項の書面(以下「監査官苦情申出書」という。)を作成するための別記様式第10号の用紙を交付するとともに、監査官苦情申出書の作成の期間、時間帯、場所等を指定するものとする。

2 第3条第3項及び第5条から第7条までの規定は、監査官苦情申出書及びその用紙について準用する。この場合において、第7条中「発送」とあるのは「提出」と読み替えるものとする。

(監査官に対する苦情の申出の取下げ)

第20条 少年院の長は、監査官に対する苦情の申出をした者が、申出を取り下げを希望する場合には、苦情の申出を取り下げるための書面(以下「監査官苦情取下書」という。)を作成するための別記様式第11号の用紙を交付するものとする。

2 第5条及び第8条第2項の規定は、監査官苦情取下書について準用する。

(処理の終結)

第21条 監査官に対する苦情の申出は、次に掲げる場合には、次条の決定をすることなく処理を終結させる。

(1) 所定の手続によることなく代書された申出であることが判明したとき。

(2) 二人以上の在院者が共同して作成した申出であることが判明したとき。

(3) 監査官に対する苦情の申出をした者(以下「監査官苦情申出人」という。)が申出を取り下げたとき。

(4) 監査官苦情申出人が出院又は死亡したとき。

2 監査官に対する苦情の申出の趣旨が次の各号のいずれかに該当することが明らかとなった場合には、次条の決定をすることなく処理を終結させる。

(1) 実地監査が行われた少年院において監査官苦情申出人が受けた処遇以外の事項についての申出であるとき。

- (2) 少年院から出院したことがある監査官苦情申出人について、その出院前に自己が受けた処遇についての申出であるとき。
- (3) 既に救済の申出又は監査官に対する苦情の申出に対する決定がなされた事項についての申出であるとき。
- (4) 自己の感想、希望又は意見を述べたものであるとき。
- (5) 申出の趣旨が不明であるとき。

(決定)

第22条 前条の場合以外の場合において、監査官に対する苦情の申出が次の各号のいずれかに該当するときは、不採択の決定を行う。

- (1) 申出に理由がないと認められるとき。
- (2) 申出に理由があると認められるが、既に是正措置が講じられているとき。

2 前条及び前項の場合以外の場合は、採択の決定を行う。

(処理の結果の通知)

第23条 監査官は、少年院の長又はその指名する少年院の職員に口頭で法第129条第4項の規定による処理の結果を通知させるものとする。

- 2 監査官は、前項の通知を行わせるため、別記様式第12号の処理の結果の通知を依頼する旨を記載した書面を少年院の長宛てに送付するものとする。
- 3 監査官は、監査官苦情申出人が実地監査を行った少年院以外の少年院に収容されているときは、前項の書面の写しを実地監査を行った少年院にも送付するものとする。

(保護者等に対する通知)

第24条 規則第83条において準用される規則第82条第1項の規定による通知は、別記様式第13号による書面を保護者その他相当と認める者に送付して行うものとする。

- 2 規則第83条において準用される規則第82条第2項の規定による通知は、別記様式第14号による書面を保護者その他相当と認める者に送付して行うものとする。

(少年院の長による是正措置)

第25条 第14条の規定は、第22条第2項の規定による採択の決定が行われた旨の通知がされた場合について準用する。

第2節 少年院の長に対する苦情の申出

(申出の手続)

第26条 少年院の長は、在院者が少年院の長に対する苦情の申出をすることを希望する場合には、別記様式第1号による書面を提出するよう求めるものとする。

- 2 少年院の長は、在院者が口頭により申出をすることを希望する場合であつて、法第130条第3項の規定により苦情の申出を聴取する職員を指名する

ときにおいて、適当な職員を指名するために必要があると認めるときは、在院者に苦情の申出の要旨を記載した書面を提出させることができる。

- 3 少年院の長は、第1項の書面が提出された場合において、在院者が書面により申出をすることを希望するときは、在院者に対し、速やかに、法第130条第1項の書面（以下「少年院長苦情申出書」という。）を作成するための別記様式第15号の用紙を交付するとともに、少年院長苦情申出書の作成の期間、時間帯、場所等を指定するものとする。
- 4 少年院の長は、在院者が少年院長苦情申出書の提出を申し出た場合には、その定める適宜の手續により、職員に提出させるものとする。
- 5 第3条第3項及び第5条から第7条までの規定は、少年院長苦情申出書及びその用紙について準用する。

（少年院の長に対する苦情の申出の取下げ）

第27条 少年院の長は、少年院の長に対する苦情の申出をした者が、申出を取り下げを希望する場合には、苦情の申出を取り下げのための書面（以下「少年院長苦情取下書」という。）を作成するための別記様式第16号の用紙を交付するものとする。

- 2 第5条の規定は、少年院長苦情取下書について準用する。

（処理の終結）

第28条 少年院の長に対する苦情の申出は、次に掲げる場合には、次条の決定をすることなく処理を終結させる。

- (1) 所定の手續によることなく代書された申出であることが判明したとき。
 - (2) 二人以上の在院者が共同して作成した申出であることが判明したとき。
 - (3) 少年院の長に対する苦情の申出をした者（以下「少年院長苦情申出人」という。）が申出を取り下げたとき。
 - (4) 少年院長苦情申出人が出院又は死亡したとき。
- 2 少年院の長に対する苦情の申出の趣旨が次の各号のいずれかに該当することが明らかとなった場合には、次条の決定をすることなく処理を終結させる。
 - (1) 現に収容されている少年院において少年院長苦情申出人が受けた処遇以外の事項についての申出であるとき。
 - (2) 少年院から出院したことがある少年院長苦情申出人について、その出院前に自己が受けた処遇についての申出であるとき。
 - (3) 既に救済の申出又は監査官若しくは少年院の長に対する苦情の申出に対する採択又は不採択の決定がなされた事項についての申出であるとき。
 - (4) 自己の感想、希望又は意見を述べたものであるとき。
 - (5) 申出の趣旨が不明であるとき。

（決定）

第29条 前条の場合以外の場合において、少年院の長に対する苦情の申出が

次の各号のいずれかに該当するときは、不採択の決定を行う。

- (1) 申出に理由がないと認められるとき。
- (2) 申出に理由があると認められるが、既に是正措置が講じられているとき。

2 前条及び前項の場合以外の場合は、採択の決定を行う。

(是正措置等)

第30条 少年院の長は、少年院の長に対する苦情の申出に理由があると認められる場合において、必要があると認めるときは、是正措置その他必要な措置を執るものとする。

(処理の結果の通知)

第31条 法第130条第4項の規定により準用される法第129条第4項の規定による通知は、少年院の長又はその指名する職員が、口頭とするものとする。

2 少年院の長は、少年院長苦情申出人が他の少年院に收容されているときは、当該少年院の長に対し、別記様式第17号の処理の結果の通知を依頼する旨を記載した書面を送付し、法第130条第4項の規定により準用される法第129条第4項の規定による通知をさせるものとする。

(仮に收容されている者)

第32条 法第133条第3項に規定する少年院に仮に收容されている者による救済の申出及び苦情の申出については、この訓令中の在院者に関する規定を準用する。

附 則

この訓令は、法の施行の日（平成27年6月1日）から施行する。

附 則〔令和2年法務省矯総訓第2号大臣訓令〕

- 1 この訓令は、令和2年12月28日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現にあるこの訓令による改正前の訓令の規定に基づく様式による用紙は、当分の間、これを使用することができる。この場合、各用紙に署名をする者に対して、押印又は指印をすることを求めないよう留意すること。

別記様式第1号

(第3条第1項、第15条第1項、第17条第2項及び第26条第1項関係)

院長	次長	首席専門官	統括専門官	受理者

ちょう どの
長 殿

ていしゅつび ねん がつ にち
提出日： 年 月 日

し めい しんふよう
氏 名： (指印不要)

せいねんがっぴ ねん がつ にち
(生年月日： 年 月 日)

きゅうさい もうしてまた くじょう もうして きぼう
救済の申出又は苦情の申出を希望することについて

ほう むだいじん あ 法務大臣宛て きゅうさい もうして 救済の申出 そうだんいん 相談員を	しよ めん 1. 書 面 しょうねいん しょうぐ (少年院における処遇)	しよ めん 2. 書 面 しょうねかんべつしよ しょうぐ (少年鑑別所における処遇)
	きぼう 希望します	きぼう 希望しません
かん さかん あ 監査官宛て くじょう もうして 苦情の申出	こう どう 3. 口 頭	しよ めん 4. 書 面
しょうねいん ちょう あ 少年院の長宛て くじょう もうして 苦情の申出	こう どう 5. 口 頭	しよ めん 6. 書 面

ちゅう がいどう ばんごう まる つ
注1 該当する番号に○を付けること。

ちゅう じょうき まる つ しょうだんいん きぼう きぼう
注2 上記1に○を付けるときは、相談員を「希望します」・「希望しません」のいずれかに○を付けること。

ちゅう じょうき かか きゅうさい もうして しょうねかんべつしよ たいしよ ひ よくじつ
注3 上記2に係る救済の申出については、少年鑑別所を退所した日の翌日から数えて30日以内に限られること。

ちゅう じょうき およ かか くじょう もうして かんさかん たい くじょう もうして じぜん
注4 上記3及び4に係る苦情の申出については、監査官に対する苦情の申出の事前告知がなされたときに希望することができること。

別記様式第2号 (第3条第2項関係)

きゅうさいもうしでしよ
救済申出書

ほうむだいじん どの
法務大臣 殿

もうしでび ねん がつ にち
申出日： 年 月 日

わたし しょうねんいんほう へいせい ねんほうりつだい ごう だい じょう きてい もと
私は、少年院法 (平成26年法律第58号) 第120条の規定に基づ
き、法務大臣に対し、救済の申出をします。

しめい しいんふよう せいべつ
氏名 (指印不要) 性別

せいねんがっぴ ねんれい ねん がつ にち さい
生年月日 / 年齢 年 月 日 / 歳

しゅついでんご じゅうしょまた きよしょ
出院後の住所又は居所

しゅついでんご じょりけつかつうち う きぼう ばしょ
出院後に処理結果通知を受けることを希望する場所

ざいいんしせつ
在院施設

しよぐう う しょうねんいん
処遇を受けた少年院

しよぐう う ひまた きかん
処遇を受けた日又は期間

しょうがい ないよう
処遇の内容

きゅうさい もうしで りゆう
救済の申出の理由

別記様式第3号（第6条、第19条第2項及び第26条第5項関係）

院長	次長	首席専門官	統括専門官	受理者

ちょう 長 どの 殿

提出日：ねん 年 がつ 月 にち 日

氏名：しいんふよう (指印不要)

(生年月日：ねん 年 がつ 月 にち 日)

きゅうさいもうしでしよ (救済申出書・きゅうさいもうしでしよ 救済申出書 (しょうねんかんべつしよほうだい 少年鑑別所法第110条用)・じょうよう 監査官
くじょうもうしでしよ 苦情申出書・しょうねんいんちょうくじょうもうしでしよ 少年院長苦情申出書) の作成を中止することについて

わたし ねん 年 がつ 月 にち 日に希望した

きゅうさいもうしでしよ
 救済申出書
きゅうさいもうしでしよ しょうねんかんべつしよほうだい
 救済申出書 (少年鑑別所法第110条用)
じょうよう
 監査官苦情申出書
しょうねんいんちょうくじょうもうしでしよ
 少年院長苦情申出書

さくせい 中止
 の作成を中止します。

注1 ちゆう 申出先に応じて、「きゅうさいもうしでしよ 救済申出書」・「きゅうさいもうしでしよ 救済申出書 (しょうねんかんべつしよほうだい 少年鑑別所法第110条用)」・
かんさかんくじょうもうしでしよ 「監査官苦情申出書」・「しょうねんいんちょうくじょうもうしでしよ 少年院長苦情申出書」のいずれかを○で囲むこと。

注2 ちゆう 本文中の年月日は、ほんぶんちゆう 申出書の作成を希望した日ねんがっぴ を記載すること。

別記様式第4号（第8条第1項関係）

きゅうさいもうしで とりさげしよ
救済申出取下書

ほうむだいじん どの
法務大臣 殿

もうしでび ねん がつ 日にち
申出日： _____ 年 月 日

わたし ねん がつ 日にち ていしゆつ きゅうさい もうしで
私が _____ 年 月 日に提出した救済の申出は、これを
とりさげます。

しめい しんぷよう せいべつ
氏名 (指印不要) 性別

せいねんがっぴ ねんれい ねん がつ 日にち さい
生年月日 / 年齢 年 月 日 / 歳

ざいんしせつ
在院施設

別記様式第5号（第9条関係）

ほうむ だいじん どの
法務大臣 殿

とどけでび ねん がつ 日にち
届出日： _____ 年 月 日

わたし ねん がつ 日にち ていしゆつ きゆうさい もうしで かか
私 が _____ 年 月 日に提出した救済の申出に係る
しよりけつかつうち う ばしよ つぎ とど で
処理結果通知を受ける場所について、次のとおり届け出ます。

しめい しいんふよう せいべつ
氏名 (指印不要) 性別

せいねんがっぴ ねんれい ねん がつ 日にち さい
生年月日 / 年齢 年 月 日 / 歳

しよりけつかつうち う きぼう ばしよ
処理結果通知を受けることを希望する場所

ざいんしせつ
在院施設

別記様式第6号（第13条第1項関係）

年 月 日

殿

長

救済の申出をしたことについて

年 月 日付で さんが少年院法
（平成26年法律第58号）第120条の規定による救済の申出をいたしましたの
で、少年院法施行規則（平成27年法務省令第30号）第82条第1項の規定
によりお知らせします。申出の内容については、秘密申立てが保障されている
ため、当院においては把握していないので、御了承願います。

少年院法施行規則第82条第2項の規定により救済の申出の法務大臣による
処理結果の通知を受けることができますので、希望する場合は下記の申込票に
必要事項を記入の上御返送願います。ただし、 さんが通知
に同意しないとき、又は出院したときは、通知されないのを御留意願います。

----- <きりとり> -----

処理結果通知申込票

年 月 日付で さんが提出した
救済の申出に対する法務大臣による処理結果の通知を受けることを希望します。

年 月 日 氏名

別記様式第7号（第13条第2項関係）

年 月 日

殿

長

救済の申出の処理結果について

年 月 日付で さんが少年院法
（平成26年法律第58号）第120条の規定により行った救済の申出の処理
結果について、少年院法施行規則（平成27年法務省令第30号）第82条第
2項の規定により下記のとおりお知らせします。

記

1 救済の申出の要旨

2 処理結果

※ 少年院法施行規則第81条第1項本文の書面が送付されたときは、記書き
部分を省略し、同書面の写しを添付することで差し支えない。

別記様式第8号（第15条第2項関係）

きゅうさいもうしでしよ しょうねんかんべつしよほうだい じょうよう
救済申出書（少年鑑別所法第110条用）

ほうむだいじん どの
法務大臣 殿

もうしでび ねん がつ にち
申出日： 年 月 日

わたし しょうねんかんべつしよほう へいせい ねんほうりつだい ごう だい じょう きてい
私は、少年鑑別所法（平成26年法律第59号）第110条の規定に
もと ほうむだいじん たい きゅうさい もうしで
基づき、法務大臣に対し、救済の申出をします。

しめい しんぷよう せいべつ
氏名 (指印不要) 性別

せいねんがっぴ ねんれい ねん がつ にち さい
生年月日／年齢 年 月 日／ 歳

ざいんしせつ
在院施設

しゅついでんご じゅうしよまた きよしよ
出院後の住所又は居所

しゅついでんご しよりけっかつうち う きぼう ぼしよ
出院後に処理結果通知を受けることを希望する場所

たいしよ しょうねんかんべつしよ
退所した少年鑑別所

たいしよ ひ ねん がつ にち
退所した日 年 月 日

しよぐう う しょうねんかんべつしよ
処遇を受けた少年鑑別所

しよぐう う ひまた きかん
処遇を受けた日又は期間

しょうがい ないよう
処遇の内容

きゅうさい もうしで りゆう
救済の申出の理由

別記様式第9号（第16条第1項関係）

きゅうさいもうしでとりさげしょ しょうねんかんべつしよほうだい じょうよう
救済申出取下書（少年鑑別所法第110条用）

ほうむだいじん どの
法務大臣 殿

もうしでび ねん がつ 日にち
申出日： _____ 年 月 日

わたし ねん がつ 日にち ていしゆつ しょうねんかんべつしよほう へいせい
私が _____ 年 月 日に提出した少年鑑別所法（平成2
ねんほうりつだい ごう だい じょう きてい もと きゅうさい もうしで と
6年法律第59号）第110条の規定に基づく救済の申出は、これを取り
さ
下げます。

しめい しいんふよう せいべつ
氏名 (指印不要) 性別

せいねんがっぴ ねんれい ねん がつ 日にち さい
生年月日／年齢 年 月 日／ 歳

ざいんしせつ
在院施設

別記様式第10号（第19条第1項関係）

かんさかんくじょうもうしてしょ
監査官苦情申出書

かんさかん どの
監査官 殿

もうしてび ねん がつ にち
申出日： 年 月 日

わたし しょうねんいんぽう へいせい ねんほうりつだい ごう だい じょうだい こう きてい
私は、少年院法（平成26年法律第58号）第129条第1項の規定
もと かんさかん たい くじょう もうして
に基づき、監査官に対し、苦情の申出をします。

しめい しいんふよう せいべつ
氏名 (指印不要) 性別

せいねんがっぴ ねんれい ねん がつ にち さい
生年月日 / 年齢 年 月 日 / 歳

ざいいんしせつ
在院施設

しょうう ひまた きかん
処遇を受けた日又は期間

しょうがい ないよう
処遇の内容

くじょう もうしで りゆう
苦情の申出の理由

別記様式第11号（第20条第1項関係）

かんさかんくじょうとりさげしょ
監査官苦情取下書

かんさかん どの
監査官 殿

もうしでび ねん がつ にち
申出日： 年 月 日

わたし ねん がつ にち ていしゆつ かんさかん たい く
私が 年 月 日に提出した監査官に対する苦
じょう もうしで と さ
情の申出は、これを取り下げます。

しめい しんぷよう せいべつ
氏名 (指印不要) 性別

せいねんがっぴ ねんれい ねん がつ にち さい
生年月日/年齢 年 月 日/歳

ざいんしせつ
在院施設

別記様式第12号（第23条第2項関係）

____年 ____月 ____日

____長 殿

監査官 _____

処理の結果の通知依頼書

貴少年院に収容中の _____ が _____ 年 ____ 月 ____ 日付で
提出した苦情の申出については、下記のとおり処理しましたので、その旨を当
該監査官苦情申出人に通知願います。

記

1 苦情の申出の要旨

2 処理の結果

別記様式第13号（第24条第1項関係）

年 月 日

殿

長

監査官に対する苦情の申出をしたことについて

年 月 日付で さんが少年院法
（平成26年法律第58号）第129条第1項の規定による監査官に対する苦
情の申出をしましたので、少年院法施行規則（平成27年法務省令第30号。
以下「規則」という。）第83条において準用される規則第82条第1項の規
定によりお知らせします。申出の内容については、秘密申立てが保障されてい
るため、当院においては把握していないので、御了承願います。

規則第83条において準用される規則第82条第2項の規定により監査官に
対する苦情の申出の監査官による処理の結果の通知を受けることができますの
で、希望する場合は下記の申込票に必要事項を記入の上御返送願います。ただ
し、 さんが通知に同意しないとき、又は出院したときは、
通知されないのを御留意願います。

----- <きりとり> -----

処理の結果通知申込票

年 月 日付で さんが提出した
監査官に対する苦情の申出に対する監査官による処理の結果の通知を受けるこ
とを希望します。

年 月 日 氏名

別記様式第14号（第24条第2項関係）

年 月 日

殿

長

監査官に対する苦情の申出の処理の結果について

年 月 日付で さんが少年院法
（平成26年法律第58号）第129条第1項の規定により行った監査官に対
する苦情の申出の処理結果について、少年院法施行規則（平成27年法務省令
第30号。以下「規則」という。）第83条において準用される規則第82条
第2項の規定により下記のとおりお知らせします。

記

1 監査官に対する苦情の申出の要旨

2 処理の結果

別記様式第15号（第26条第3項関係）

しょうねんいんちょう くじょうもうしでしよ
少年院長 苦情 申出書

ちょう どの
長 殿

もうしでび ねん がつ にち
申出日： 年 月 日

わたし しょうねんいんほう へいせい ねんほうりつだいい ごう だい じょうだい こう きてい
私は、少年院法（平成26年法律第58号）第130条第1項の規定
もと しょうねんいん ちょう たい くじょう もうしで
に基づき、少年院の長に対し、苦情の申出をします。

しめい しいんふよう せいべつ
氏名 (指印不要) 性別

せいねんがっぴ ねんれい ねん がつ にち さい
生年月日/年齢 年 月 日/ 歳

しょうう ひまた きかん
処遇を受けた日又は期間

しょうがい ないよう
処遇の内容

くじょう もうしで りゆう
苦情の申出の理由

別記様式第16号 (第27条第1項関係)

しょうねんいんちよう くじょうとりさげしょ
少年院長苦情取下書

ちよう どの
長 殿

もうしでび ねん がつ にち
申出日： 年 月 日

わたし ねん がつ にち ていしゆつ しょうねんいん ちよう たい
私が 年 月 日に提出した少年院の長に対する
くじょう もうしで と さ
苦情の申出は、これを取り下げます。

しめい しいんふよう せいべつ
氏名 (指印不要) 性別

せいねんがっぴ ねんれい ねん がつ にち さい
生年月日 / 年齢 年 月 日 / 歳

ざいんしせつ
在院施設

別記様式第17号（第31条第2項関係）

年 月 日

長 殿

長

処理の結果の通知依頼書

貴少年院に収容中の _____ が _____ 年 _____ 月 _____ 日付けで
提出した苦情の申出については、下記のとおり処理しましたので、その旨を当
該少年院長苦情申出人に通知願います。

記

1 苦情の申出の要旨

2 処理の結果

